獣医療法第4条に定める診療施設の構造設備基準

	飼育動物の逸走を防止するために	檻・ケージ
1	必要な設備を設けること	杭・保定枠等の係留施設
		動物が自力で開放できない構造を有
		した診療施設の扉・窓
2	伝染病の疑いのある動物の収容設	隔離して収容する設備
	備は、他の動物への感染を防止する	檻・ケージの間に間仕切り板を設置し
	設備を設けること	たもの
3	消毒設備を設けること	煮沸消毒器、滅菌手洗い器、オートク
		レーブ
		伝染病の疑いのある動物の収容施設
		では消毒するための噴霧器、散霧器等
		の設置
4	調剤を行う施設にあっては、次のと	
	おりとすること	
	イ 採光、照明及び換気が十分で、	窓・換気扇・照明器具
	清潔を保つこと	
	ロ 冷暗貯蔵のための設備を設け	冷蔵庫等の冷暗貯蔵ができる設備
	ること	
	ハ 調剤に必要な器具を備えるこ	調剤器、はかり、薬匙等
	ک	
5	手術を行う施設は、その内壁及び床	内壁(床から概ね 1.2m の高さ)及び床
	が耐水性のもので、清潔に保つこと	がコンクリート、モルタル、タイル等
	ができる構造であること	の耐水性材料
6	放射線に関する構造設備の基準は、	遮蔽物は、コンクリート、鉛入合板、
	獣医療法施行規則第六条から第六	鉛入カーテン、鉛入衝立等
	条の十一までに定めるところによ	
	ること	